

御意見の概要及びそれに対する考え方

貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（案）に対する御意見の概要及びそれに対する考え方は以下のとおりです。

意見提出者数	提出意見の件数 (No.)	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1	第5条第1項について、海洋掘削リグに適用されるのは違和感がある。	<p>二酸化炭素の貯留事業における試掘では、石油・天然ガス鉱山における試掘と同様の工作物が使用されることから、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号。以下「技術省令」という。）を参考として、「貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（案）」を検討いたしました。</p> <p>技術省令第18条第1項に規定する掘削バージにおいても、やぐらの基礎について同様の基準への適合を求めていますことから、二酸化炭素の貯留事業における試掘においても同様にやぐらの基礎に係る技術上の基準への適合を求める必要がありますので、現行案とさせていただきます。</p>
	2	第8条について、高压ガスの定義として、気相/液相が混在する泥水も該当するのか。	<p>「貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（案）」第8条の規定による高压ガスの製造は、エア・サスペンションや外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置）によることを想定しており、いずれも不活性ガスや空気を封入したものに限定しておりますので、泥水を用いるものは想定しておりません。</p>
	3	噴出防止設備（第9条）の「高压ガス製造設備」とは何を指すのか。	<p>エア・サスペンションや外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置）により高压ガスを製造し、噴出防止設</p>

		備を作動させるためのものを想定しております。
4	噴出防止設備（第9条）の「高圧ガス製造設備」の取扱者は高圧ガスの有資格者である必要があるのか。	「貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（案）」第8条第2項及び第9条で想定している高圧ガス製造設備を用いた高圧ガスの製造は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の許可を受けた者（第1種製造者）又は同条第2項各号に掲げる者（第2種製造者）以外の者でも行うことができるもの（同法第13条のその他製造に該当）に相当するものです。
5	国際基準で作られているものを再度、国内許認可で申請するというプロセスを踏むのであれば、手間と時間が必要になる。特に海洋掘削の場合は、BOPはMODU付属の機器のため、備船費用に影響すると思われる。	国際基準で作成されているかどうかを確認するためのプロセスとなります。過剰な手間や時間を必要としないよう、効率的な審査に努めます。
6	第10条第3項の「適切な保護設備」とは何か。	技術省令第17条第4項第4号に規定する「適切な保護設備」と同様の設備を想定しております。例えば、パイプツングの平衡錘のガイド等を想定しております。
7	解釈例を作成していただければありがたい。	いただいた御意見を踏まえ、検討してまいります。
8	CCUS 坑井に設置される前（製作段階は、労安法の規定を含め）一般法が適用されると考えるが、坑井設備設置後はCCUS法の適用との考えで良いか。	二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高圧ガス保安法の一部を除き、適用除外は規定されておられません。従いまして、設備の設置後であっても労働安全衛生法が適用されます（ただし、第1種圧力容器等については、労働安全衛生法施行令を一部改正し、適用除外する予定です）。
9	CCUS 施行後に、高圧ガス保安法第三条の「適用除外」に鉱山保安法同様にCCUS法適用施設として組み込む考えはあるか。	No. 8のとおり、高圧ガス保安法の一部は二酸化炭素の貯留事業に関する法律第134条第2項の規定により適用除外されております。